



「ようこそ!邑楽へ」の人にも「これからも邑楽で」の人にも

くらしのサポート制度

予防接種

子育て

住まい

Close Up

健康・医療

高齢者

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」の一部を5つのカテゴリーに分けてまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

出張理・美容サービス



在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスをを行います。

▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

- ①重度障がい者
- ②65歳以上の寝たきり高齢者などで要介護4以上の人(1年以上)

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024

特定疾患等患者見舞金

特定医療費(指定難病)を受給している人などに見舞金を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①特定医療費(指定難病)を受給している

見守り配食



高齢者の安否確認を目的として、栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②安否確認が必要
- ③食事の確保と調理が困難

▼配食日 月～土曜日(祝日・年末年始)

介護用車両購入費補助

15022、各地区の民生委員

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

▼対象(次のいずれかに該当する人やその家族)

- ①下肢、体幹機能障害の1・2級
- ②おおむね65歳以上で、寝たきりの人または日常的に車いすの必要がある人

▼補助対象 左表の通り

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

※車両によっては福祉車両と認められない場合があります。事前に相談ください。



- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などに「救急医療情報キット」を配布します。これは、高齢者などが救急搬送される際、的確な処置を受けるために予め自分の情報を保管しておくものです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①65歳以上の高齢者
- ②その他心身の健康に不安がある

- ▼費用 無料
- ▼申請方法 各地区の民生委員に申し込む
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022、各地区の民生委員



かに該当する人

- ①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上
- ②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

▼支給内容(一月あたり次のいずれかを支給)

- ①紙おむつ2袋
- ②紙おむつ1袋と尿取りパッド2袋
- ③尿取りパッド4袋

- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024

住宅用火災警報器支給

在宅で生活している一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。住宅用火災警報器は火災により発生する煙を早期に感知し、知らせてくれる重要な機能を備えています。

▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)

- ①自宅に住宅用火災警報器を設置していない
- ②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する
- ③住民税非課税世帯に属している

紙おむつなどの支給



普段使っている衣服やバッグにつけて、GPSで位置確認ができます

15022

- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどの支給を行います。

▼対象(町内に住所があり、次のいずれ



経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

就学援助費と奨励費

▼申請・問合せ先 住民保険課 47-5020

福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。なお、令和4年4月から重度心身障害者の対象範囲が拡大されました。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①子ども(中学校卒業まで)
- ②中学校卒業後18歳に到達した最初の3月31日までに入院した人
- ③重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1)

④重度心身障害者(身体障害者手帳3級、療育手帳B2)

⑤現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人

※対象範囲が拡大されたのは療育手帳B1と④の人。

※④の人は18歳に到達した最初の3月31日まで。

▼支給対象 保険診療の自己負担分

※対象②の人の通院費は対象外。 ※他の制度から医療費が支給される分は除く。

▼その他 申請方法や支給方法は役場住民保険課までお問い合わせください

就学援助費と奨励費

▼申請・問合せ先 住民保険課 47-5020

【高等学校等就学援助費】

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

おうら町
子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口

妊娠・出産の不安
思いがけない妊娠

母乳やミルクは足りている？
子どもの成長が気になる
子育ての孤独感
誰かに聞いて欲しい...

こんな悩みありませんか？
保健師が寄り添い、対応します

問合せ先
子育て世代包括支援センター
(保健センター内)
☎88-5533

【小中学校就学奨励費】

小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。

支給には条件がありますので、5月下旬に学校を通じて保護者へお知らせします。

【小中学校就学奨励費】

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
- ※支給は世帯の収入状況などにより決定します。

▼申請方法 役場子ども支援課で申請する

▼必要書類 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑など

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 47-5041

災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
 - ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童
- ▼支給金額** 児童一人につき月額3,000円

▼申請方法 役場子ども支援課で申請する

▼必要書類 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑など

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

令和3年度
サービス満足度 100%
※満足 33.3% やや満足 66.7%

邑楽町民なら無料で使える
妊活LINE サポート

妊活に1人で悩んでいる人も
相談しづらいと感じている人も
皆さんの相談や疑問に
LINEで専門スタッフが
あなたに最適な
アドバイスをお届けします。

登録手順

- ①下記QRでLINE友達追加
- ②クーポンコードを入力
※入力することで無料になります。
- ③LINEで無料相談が可能に

クーポンコード
ora 邑楽町大字〇〇

※「〇〇」にはお住いの大字名を入れる。

▼対象(次の全てに該当する夫婦)

- ①法律上の婚姻関係にある
- ②夫婦の一方または両方が1年以上町内に在住している
- ③町税の滞納がない

不妊・不育症治療の助成

	一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療	▼内容
対象(※1)	タイミング療法・人工授精など	体外受精・顕微授精など	不育症治療で行われる検査や診療	左表のとおり
助成金額(※2)	自己負担額の2分の1の額で上限5万円	自己負担額の2分の1の額で上限10万円	自己負担額の2分の1の額で上限30万円	
申請期限	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで	

▼申請・問合せ先 保健センター 88-5533

※1 医師が必要と認めた検査や治療で、文書料・食事代などは対象外。
※2 他の公共団体で助成費を受けている場合は、その金額を引いた額が自己負担額。

産後ケア

出産直後の母乳育児への不安や身体への負担を軽減するため、助産師による心身ケアや乳房ケア、休養などの支援を行っています。

▼対象 町内に住所のある産後3か月未満のお母さんと赤ちゃん

▶利用施設・日時など

施設名	曜日	時間
公立館林厚生病院 (館林市成島町)	☎・☎曜日 ※毎週ではありません。	午前9時30分 ～ 午後5時30分
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週 ☎・☎・☎曜日 ※祝日・年末年始除く。	

※時間は事前の相談で変更できます。

- ▼内容 母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など
- ▼利用者負担額 1日2,000円(昼食代込み)
- ▼利用可能回数 産後3か月未満までの期間に7日以内
- ▼申込方法 電話または電子申請、直

ファミリーサポート

ファミリーサポートセンターでは、子育ての支援を受けた人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」を募集しています。

▼対象(センターの趣旨を理解している、以下に該当する人)

- 【まかせて会員】 ①町内に住または在勤 ②20歳以上(学生は除く)
 - 【おねがい会員】 ①町内に住または在勤 ②3カ月～小学6年生までの子どもがいる
- 【どっちも会員】** 両方に該当する人
- ▼料金基準 子ども1人1時間あたり
①月～金曜日(午前8時～午後6時)・700円 ②土・日曜日、祝日など(午前8時～午後6時)・800円
- ※右記以外の時間は1時間あたり1,000円増。
- ※その他、食費・交通費などは事前に両者で確認。

▼申込・問合せ先 役場子ども支援課 47-5048





※工口補助金は②の条件を満たす場合

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	38万4千円
7人槽	17万3千円	46万2千円
10人槽	22万8千円	58万5千円
工口補助金	-	10万円

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合。

町では生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

浄化槽補助金

▼補助対象 左表のとおり

追加補助金

▼申請期間 4月1日(金)～令和5年1月31日(木)

※予算額に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。

【注意事項】

申請前の浄化槽工事は補助の対象になりません

申請をせずに浄化槽工事を完了したものは補助対象外です。
申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

住宅リフォーム補助金

申請前の購入・改造は補助の対象になりません

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内在住で、住民登録がある
- ②町税などの滞納がない
- ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金を受けていない

▼補助対象住宅(次の全てに該当する)

55333

二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。

▼対象 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

▼予防接種ができる医療機関 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合せ先 保健センター■88―55333

子宮頸がん

子宮頸がん予防ワクチンは積極的な勧奨を差し控えていましたが、接種による有効性が副反応のリスクを上回るとされたことから、勧奨を再開します。

▼対象 中学1年生～高校1年生の女性(平成18年4月2日～平成22年4月1日生まれ)

※対象者には予診票を交付しています。

▼その他 勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人(平成9年度～平成17

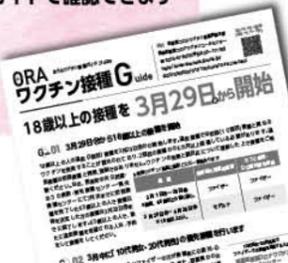
COLUMN

新型コロナワクチンと他の予防接種の間隔は？

新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの間隔は片方のワクチンを受けてから2週間後にもう一方のワクチンの接種ができます。

子どもの場合は定期接種などがあるので、新型コロナワクチンの接種を受ける場合はあらかじめ計画を立てた上で接種の予約をしてください。

町のコロナワクチン接種情報は町ホームページやワクチン接種ガイドで確認できます



高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①左表に該当し、自ら接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日～33年4月1日
70歳	昭和27年4月2日～28年4月1日
75歳	昭和22年4月2日～23年4月1日
80歳	昭和17年4月2日～18年4月1日
85歳	昭和12年4月2日～13年4月1日
90歳	昭和7年4月2日～8年4月1日
95歳	昭和2年4月2日～3年4月1日
100歳	大正11年4月2日～12年4月1日

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼費用 2,000円

※公費補助は一人1回限り。

▼持参するもの 配布された予診票、保険証、接種費用

▼実施期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※実施期間外の接種は全額自己負担。

▼申込・問合せ先 保健センター■88―55333

住宅

①自らが町内に所有し、かつ居住する

②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼補助対象となるリフォーム(次の全てに該当するリフォーム)

- ①町内施工業者による施行
- ②工事費(消費税別)が20万円以上
- ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など

▼対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま)、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ・風呂など水回り工事など

▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備(家電製品・家具・備品など)

▼補助金額 工事費(消費税別)の10%

※最高限度額20万円。

※1住宅1回限りの補助。

※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合せ先 役場商工振興課■47―5026

木造住宅の耐震サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造

住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象となる建物(次の全てに該当する建物)

- ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
 - ②平屋建てまたは2階建て
 - ③在来軸組工法で建築したもの
- ▼申請できる人次の全てに該当する人
- ①対象住宅の所有者で居住者
 - ②町税などの滞納がない

▼申請期間 4月18日(金)～9月30日(金)

▼申請方法 役場建設環境課で申請する

▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑

▼費用 千円(診断者の交通費)

▼木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)

▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅

▼精密耐震診断の補助金 費用の2分の1の額(上限13万6千円)

▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)

※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場建設環境課■47―5031